

令和 6 年度社会福祉法人指導監査実施計画

1 基本的な考え方

社会福祉法の改正に併せて、社会福祉法人に対する指導監督の見直しが行われました。

指導監督の見直しは、「監査事項に関して、具体的な確認内容や指導監査の基準が示されていないことから、所轄庁の指導が地域により異なる規制や必要以上に厳しい規制（ローカルルール）が存在している」との国の現状認識から、「国の基準を明確化し、指導監査の効率化・重点化を図る」ことを目的としており、その具体的な対応策として、社会福祉法人指導監査実施要綱の見直し及び指導監査ガイドラインの策定がなされたところであります。

これを受けて、本市におきましても指導監査の方法等を平成29年度以降見直しを行い、新たに示された社会福祉法人指導監査実施要綱及び指導監査ガイドラインにより指導監査を実施しているところです。

令和 6 年度においては、社会福祉法人の指導監査についての通知、国の基本的な考え方等に大きな変更点がないことから、前年度指導監査と同様の方針等により指導監査を実施することとします。

2 指導監査の実施について

- (1) 指導監査を実施するに当たっての班編成や実施通知等の諸手続については、日置市社会福祉法人指導監査実施要領によることとします。
- (2) 具体的な指導監査の内容（主眼事項、着眼点及び文書指摘を行うこととする基準（指摘基準）等）については、指導監査ガイドラインによるものとします。
- (3) 監査周期について、特に大きな問題が認められないなどの要件を満たす法人は3箇年に1回で、特に大きな問題が認められず、かつ、会計監査人を置く法人などは4～5箇年に1回とします。

3 指導監査における監査方針

一般指導監査は指導監査ガイドラインにより行います。

なお、これまでの指導監査の結果を踏まえ前回の指導監査における指摘事項を重点事項とし、前回指導監査後、改善が図られているかを中心に確認を行うこととします。

4 指導監査の実施方法

指導監査は、指導監査前に提出を求めた（指導監査ガイドラインで確認書類とされている）定款、役員名簿、会計帳簿、その他関係書類等について、事前に確認した上で、指導監査当日、社会福祉法人の事務所等において、関係者からの聞き取り等を行います。

また、指導に際しては、改善を要する事項の指導にとどまらず、具体的な根拠を示して行い、法人との対話や議論を通じて、指導の内容に関する認識を共有し、真の理解を得るよう努め、自律的な運営を促すものとしします。

5 指導監査の実施時期等

指導監査の実施期間は、おおむね令和6年8月から令和7年3月までとします。指導監査実施日は、実施予定日の1か月前までに当該法人と調整のうえ定めます。

6 指導監査実施数

対象法人	実施予定法人	備考
22	7	